

潟上剣道クラブ（仮称）員募集

潟上市剣道連盟では、中学校部活動の地域移行による活動団体として潟上剣道クラブ（仮称）を発足しました。当面は、クラブチームとして土曜日の定期練習と各種大会への出場（令和8年度以降は中体連主催大会も含む）を予定して活動していきます。

市内外の剣道部員等のほか、生徒会員を募集します。

入会希望者は QR コードを読み込み氏名、性別、年齢、所属学校名、連絡先メールアドレスを入力して申し込みをしてください。

※当面、平日は各学校剣道部で活動し、休日のみ潟上剣道クラブでの活動となります。また、令和8年度以降の中体連主催大会への出場については、各学校名か潟上剣道クラブか、どちらかを年度ごとに選択することになります。

<https://forms.gle/rSPAG1nmKEv8x6Kq5>



潟上市剣道地域クラブ 「潟上〇〇会」（仮称） 活動規約

（名称、事務所）

第1条 当クラブは、「潟上〇〇会」と称する。（以下「本会」という。）と称し、事務所（事務局）を会長の指示するところに置く。

（目的）

第2条 本会は、剣道の理念に基づき青少年の心身の健全育成を図り、地域の剣道普及と技術向上を目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- ・練習と試合による剣道の体得及び支援
- ・各種剣道大会への参加
- ・潟上市スポーツ少年団及び潟上市体育協会、各競技連盟・協会主催事業への参加
- ・本会の目的達成に必要な活動

2 本会の活動場所は、潟上市内の中学校体育館・剣道場、公共体育施設とする。

3 本会の活動日は、土曜日を定期練習日とする。

定期練習日以外の活動内容は、会員の協議により決定する。

（構成）

第4条 本会の会員は、目的を理解し、中学生で入会希望する生徒会員、生徒会員の保護者（以下「保護者」という。）、監督・コーチ等の指導者（以下「指導者」という。）をもって構成する。

（入会・脱会の手続き）

第5条 本会への入会は、生徒会員本人とその保護者の連名による同意書と誓約書の提出をもって行う。

2 特別の理由により、本会を退く場合は、あらかじめ指導者の了承を得る。

（役員の構成）

第6条 本会に次の各号を掲げる役員を置く。なお、役員の任期は1年とし、再任を妨げないもとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名

- ・指導者 若干名
- ・会計 若干名
- ・監事 若干名
- ・事務局 若干名

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、会計、監事は、指導者・保護者の協議により指名し、総会の承認を持って選任する。

(役員の任務)

第8条 各役員の任務は、次のとおりとする。

- ・会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ・副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ・会計は、会費を徴収し本団の活動に必要な一切の収入支出を管理する。
- ・事務局は、指導者及び会長等の指示の下、連絡調整や会の円滑な運営のための業務を行う。

(総会)

第9条 本会の役員選任、活動報告及び会計報告、活動計画及び予算案、その他審議事項は、総会によって承認・決定する。

2 総会の議事及び審議事項は、指導者及び保護者の承認を得て決定する。

(会費)

第10条 会費は、生徒会員1名につき月額1,000円とし、原則、毎月納入するものとする。

(事故等への対応)

第11条 本会は、生徒会員又は指導者が活動中に発生した事故等について、会員の加入するスポーツ保険の手続き援助等、誠意をもって行うものとする。ただし、補償される保険金の範囲外の請求等には一切関与しないものとする。

2 会員の移動・送迎については、各保護者の責任の下に行う。従って、指導者または他の保護者の自家用車等によっての移動・送迎等の事故については、本会は原則として責任を負わないものとし、各当事者の加入する保険等により対応するものとする。

附 則

この規約は、令和7年9月1日から施行する。